

## 自然環境保全地域等の指定要領

熊本県自然環境保全条例（昭和48年熊本県条例第50号。以下「条例」という。）の規定による自然環境保全地域、緑地環境保全地域及び郷土修景美化地域（以下「保全地域等」という。）の指定は、この要領に定めるところによる。

1 保全地域等候補地の選定基準（以下「選定基準」という。）に適合すると思われる地域を次の方法により選定する。

### (1) 資料収集

植生、地質、動物その他地域選定のための参考資料を関係機関等の協力を得て収集する。

### (2) 市町村長の推せん

市町村長から保全地域等の候補地の推せんを受ける。

### (3) 学識経験者の意見聴取

植生、地質、動物その他専門的事項について、熊本県自然環境保全審議会委員など学識経験者の意見を聴取する。

### (4) 候補地の選定

上記の資料を分析・検討して候補地を選定する。

2 保全地域等候補地の調査及び土地所有者との調整

### (1) 調査

県と市町村が協力して自然環境保全地域等調査報告書（別記第3号様式）を作成するとともに、別に定める自然環境保全地域等調査要領に基づき調査表を作成する。

### (2) 土地所有者等との調整

土地所有者等と区域設定及び保全計画（美化計画）に関する事前調整を行なう。この場合において、国・県・公社等の公有地又はこれに準ずる土地に係るものは県が、その他の土地については県と市町村が共同して行う。ただし、調整のつかない候補地については、再度学識経験者等の意見を聴取してその取り扱いを定める。

3 候補地の内定

上記の調査及び調査結果に基づき候補地を内定し、区域設定案を作成する。

4 土地利用対策課等への通知

3により作成した自然環境保全地域の区域設定案を、土地利用対策課等関係行政機関へ通知する。

5 保全計画書等の作成

候補地の内定後、速やかに自然環境保全地域及び緑地環境保全地域については、保全地域等区域設定及び保全計画書（別記第1号様式）を、郷土修景美化地域につ

については、郷土修景美化地域の区域設定及び美化計画書（別記第2号様式）（以下「保全計画書等」という。）を作成する。この場合において、自然環境保全地域における野生動植物保護地区、特別地区及び普通地区の設定案の作成と、保全地域等内での施設計画の作成は、同時に行なう。

## 6 環境庁への連絡

自然環境保全地域に係る区域設定及び保全計画書を環境庁へ連絡する。

## 7 関係行政機関との協議

保全計画書等について、市町村長、関係行政機関、県庁内関係各部課等と協議する。

## 8 公告及び縦覧

保全計画書等を、~~自然保護課~~、関係県事務所及び市町村役場において公告し、地域住民及び利害関係人等の縦覧に供する。縦覧の期間は、公告の日から2週間とする。

## 9 公聴会の開催

縦覧に供した保全計画書等について意見書が提出され、又は保全計画書等について広く意見を聞く必要があると認められたときは、公聴会を開催し、その結果に基づいて所要の修正を行う。また、保全計画書等が同意を得られない場合には、再度学識経験者等の意見を聴し、その取り扱いを決定する。

## 10 熊本県自然環境保全審議会への諮問

保全計画書等を審議会に諮問し、その答申を受ける。

## 11 環境庁との協議

自然環境保全地域に係る区域設定及び保全計画書を環境庁と協議する。

## 12 保全計画書等の決定・公示

保全計画書等を決定し、公示する。

## 別記第1号様式

### 保全地域等区域設定及び保全計画書

#### 第1 指定理由

#### 第2 保全区域

区域の設定（保全地域に含まれる土地の区域）

#### 第3 保全計画等

##### 1 保全すべき自然環境の特質

- (1) 植 生
- (2) 野性動物
- (3) 地形・地質・自然現象
- (4) その他自然環境の特質

##### 2 自然環境の保全に関する基本的な事項

- (1) 特別地区、野生動植物保護地区の地区指定及び保全のための規制に関する基本方針
- (2) 保全施設に関する基本方針

##### 3 地域の区域設定に関する計画

- (1) 特別地区
- (2) 野生動植物保護地区
- (3) 普通地区

##### 4 保全のための規制に関する計画

- (1) 木竹の伐採に関する計画
- (2) 排水規制等に関する計画

#### 第4 その他参考資料

- 1 当該地域の自然環境
- 2 土地所有、権利制限、産業利用等の概要

別記第2号様式

郷土修景美化地域の区域設定及び美化計画

第1 指定理由

第2 美化区域

- 1 区域の設定（美化地域に含まれる土地の区域）

第3 美化計画等

- 1 保全すべき区域の特色

- 2 区域の修景美化に関する基本的事項

- (1) 修景美化のための規制に関する基本方針

- (2) 保全施設に関する基本方針

- 3 修景美化のための規制に関する計画

- (1) 木竹の伐採に関する計画

- (2) その他規制に関する計画

- 4 修景美化のための施設に関する計画

第4 その他参考資料

- 1 当該地域の自然環境

- 2 土地所有、権利制限、産業利用等の概要

(参考)

基盤の整備と健全な農業振興

○ 地域指定のための事務処理概要図

